

東京電力HD・新潟県合同検証委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年8月31日付で新潟県（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）が締結した「東京電力HD・新潟県によるメルトダウンの公表等の検証に関する協定書」第2条第2項の規定に基づき、合同検証委員会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 合同検証委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 前項に規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、合同検証委員会の委員を追加することができる。
- 3 合同検証委員会の委員は、中立・公正で客観的な検証を行わなければならない。

(委員長等)

第3条 合同検証委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、合同検証委員会の委員のうち、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の委員及び乙の委員それぞれから各1人ずつを、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、合同検証委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検証事項)

第4条 合同検証委員会は、委員の合議により検証事項を決定する。

- 2 合同検証委員会は、検証の途中で別途検証が必要な関連事項が生じた場合は、委員の合議により検証事項を追加できるものとする。

(会議)

第5条 合同検証委員会の議長は、委員長がこれに任たる。委員長が合同検証委員会に出席できないときは、副委員長が議長に任たる。

- 2 合同検証委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 合同検証委員会は、公開とする。ただし、合同検証委員会において機密情報及び公開することにより検証に支障を及ぼすおそれのある情報等を取り扱うものと認められるときは、委員の合議により非公開とすることができる。

(検証方法)

第6条 合同検証委員会は、次の各号に定める方法により検証を行う。

- (1) 関係者に対するヒアリング
- (2) 書類調査
- (3) 関係者に対するアンケート
- (4) 乙の社員の自主的な申告
- (5) その他合同検証委員会が必要と認める方法

(検証結果)

第7条 合同検証委員会は、検証結果に基づき、検証結果報告書を作成し、それを甲及び乙に提出するものとする。

2 前条の調査により乙が合同検証委員会に提出した書類等は乙に帰属し、合同検証委員会が作成した書類等については、甲及び乙双方に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第8条 合同検証委員会の委員は、検証結果を公表する場合を除き、検証以外の目的で検証に伴い知り得た情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(事務局)

第9条 合同検証委員会の事務局は、以下のとおりとする。

甲 : 防災局原子力安全対策課

乙 : 新潟本部 技術・防災部

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同検証委員会の運営に関して必要な事項は、甲乙協議して定める。

附則 この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

別表

東京電力HD・新潟県合同検証委員会 委員

(平成29年7月28日現在)

氏名	所属・職名等	備考
佐藤 暁	株式会社マスター・パワー・アソシエーツ 取締役副社長	新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会 委員
立石 雅昭	新潟大学名誉教授	〃
山内 康英	多摩大学情報社会学研究所教授	〃
一ノ瀬貴士	東京電力HD 内部監査室長	
小森 明生	東京電力HD フェロー	